

平成 26 年度

財政援助団体等監査結果報告書

平成 26 年 12 月 19 日

北見市監査委員

平成26年度財政援助団体等監査結果

1 監査対象団体の選定

北見市が補助金、負担金その他の財政的援助を与えているものについて、全ての部局を対象に団体を抽出選定した。

2 監査対象団体の名称

- | | |
|--|-----------|
| (1) 社会福祉法人北見市社会福祉協議会
(地域福祉活動総合推進事業補助金) | (保健福祉部) |
| (2) 三輪小学校区地域協働推進協議会
(住民自治推進交付金) | (市民環境部) |
| (3) きたみらい農業協同組合
(北見市農業振興事業補助金) | (農林水産部) |
| (4) きたみ技能まつり実行委員会
(2013 きたみ技能まつり補助金) | (商工観光部) |
| (5) 北見市医療福祉情報連携協議会
(医療福祉情報コミュニティ運営事業費補助金) | (地域医療対策室) |
| (6) 北見市複式教育研究協議会
(北見市複式教育研究協議会補助金) | (学校教育部) |
| (7) 北見市青少年健全育成推進会
(北見市青少年健全育成推進会補助金) | (社会教育部) |
| (8) 太陽まつり実行委員会
(太陽まつり補助金) | (端野総合支所) |
| (9) ところ雪んこまつり実行委員会
(雪んこまつり補助金) | (常呂総合支所) |
| (10) 留辺蘂みどり祭実行委員会
(みどり祭事業補助金) | (留辺蘂総合支所) |

3 監査の範囲

平成25年度の財政的援助に係る出納及びこれに関連する事務の執行状況とした。

4 監査の期間

平成26年10月16日（木）から平成26年12月4日（木）

5 監査の主眼

各団体に交付された補助金等に係る出納及び事務が交付目的に従って適正に執行されているか、また、所管部において補助金等の交付に係る事務処理が関係規程等に基づき適正に行われているかなどを主眼として監査を実施した。

6 監査の方法

補助金等交付申請書及び実績報告書等の一連の書類をはじめ、予算書、決算書、出納簿など収入・支出等関係書類の提出を求め審査を行うとともに、所管部の担当職員から説明を聴取した。

7 監査の結果

監査を実施した結果、出納その他関連する事務については、各団体とも概ね適正に執行されていると認められたが、所管部において事務処理の一部に是正又は改善を要する事項がみられたので、それぞれ必要な措置を講じ、今後の事務に万全を期すること。

これまでの財政援助団体等監査結果を踏まえ、係長や課長も参加した「補助金交付事務研修会」が行われているが、引き続き課内研修を重ね、対象とならなかった他の補助金等についても適正な事務を徹底されたい。

また、補助金交付申請時には、団体に対して諸手続き等について十分な説明を行い、補助金の額の確定に当たっては、提出された補助事業等実績報告書による審査だけでなく、団体から出納簿や領収書などを含めた収入・支出等関係書類の提出を求め、関係規程に従った適正な事務処理を行うとともに、団体に対しても適切な指導を徹底されたい。

さらに、これまでの監査結果の指摘を活用し、組織全体で改善策を講じるためにも市の組織内部において、不備事項を早い段階から解消できる内部統制の有効性、効率性の向上を図られたい。

各団体の補助対象事業に係る概要並びに監査結果及び意見は、次のとおりである。

(1) 社会福祉法人北見市社会福祉協議会（地域福祉活動総合推進事業補助金）

ア 当該事業の目的について

時代の変化や多様化する住民ニーズへ柔軟に対応し、主体的な住民福祉活動の活性化を目的とする。

イ 平成25年度の主な事業について

(ア) 地域福祉活動研修会の実施

(イ) いきいきふれあいサロン事業の実施

(ウ) 町内会福祉活動の推進

ウ 平成25年度の収支状況について

収 入 額	支 出 額	翌年度繰越額
1,048,839 円 (うち市補助金 910,000 円)	1,048,839 円	0 円

[結果と意見]

- ・補助金交付の根拠である「地域福祉活動総合推進事業補助金交付要綱」について、何に対する支援なのかが明確になっていない状況がみられるため、具体的内容のわかる交付要綱とすることを検討されたい。
- ・補助対象としている「町内会福祉活動助成事業」と「いきいきふれあいサロン事業」については、補助団体から事業を行う団体に助成金を支出し、その全額を補助対象経費としている。この二つの事業は、「北見市社会福祉協議会」「北見市民生委員児童委員協議会」「北見市自治会連絡協議会」「北見市」の4者で構成する「北見市地域福祉活動合同推進本部」の主催となっているが、補助団体の事業と北見市地域福祉活動合同推進本部の事業の係わりや北見市の位置付けなど体制を明確にする必要がある。

(2) 三輪小学校区地域協働推進協議会（住民自治推進交付金）

ア 当該事業の目的について

希薄になりつつある地域の相互扶助意識の向上と地域団体間の連携を強化して、地域内の課題解決を図りながら住民自治のまちづくりを推進することを目的とする。

イ 平成25年度の主な事業について

(ア) 地域子ども達が健全に成長することを支援する事業

(イ) 高齢者の見守りと福祉の増進を図る事業

(ウ) 地域住民の「安全・安心」を守る事業

(エ) 地域文化や地域交流の促進を図る事業

ウ 平成25年度の収支状況について

収入額	支出額	翌年度繰越額
2,033,326円 (うち市交付金 1,999,601円)	2,033,326円	0円

[結果と意見]

- ・「北見市住民自治推進交付金交付規則」等に基づき概ね適正な事務処理が行われているが、提出された実績報告書において、交付決定日の記載が誤ったまま受理されているので、十分な確認を行うとともに、団体へ指導されたい。
- ・交付金の会計処理では、事業ごとに出納簿、領収書などの支出証拠書類が整備されているが、事業全体の出納簿が整備されていないので、出納状況を把握するためにも統括した出納簿の作成が必要である。

(3) きたみらい農業協同組合（北見市農業振興事業補助金）

クリーン農業推進事業（休閒緑肥栽培推進事業）

ア 当該事業の目的について

環境問題に対する市民の関心が高まる中で、本市の農業生産も環境保全を重視したものに転換していく必要があるため、農業生産現場における環境保全に向けての取り組みを支援することを目的とする。

イ 平成25年度の主な事業について

緑肥栽培の実施

ウ 平成25年度の収支状況について

収入額	支出額	翌年度繰越額
1,369,197円 (うち市補助金 400,026円)	1,369,197円	0円

[結果と意見]

- ・「北見市農業振興事業補助金交付要綱」に基づき概ね適正な事務処理が行われているが、補助申請先の表示を誤ったまま受理されているので、十分な確認を行うとともに、団体へ指導されたい。
- ・補助金変更交付決定時の決裁区分に誤りがみられたので、適正な事務処理を行うこと。

(4) きたみ技能まつり実行委員会 (2013 きたみ技能まつり補助金)

ア 当該事業の目的について

商工業の基盤である“技能・技術”の集積を図るため、「きたみ技能まつり」を実施し、技能に関する各種パネル展示、実演、体験等を通して、地域住民に技能・技術の大切さ、技能職の魅力を伝えることにより商工業振興に貢献する事を目的とする。

イ 平成25年度の主な事業について

- (ア) 出展団体による技術実演・体験の実施
- (イ) 出展団体による技能作品の展示
- (ウ) 技能士会による各種相談コーナーの開設

ウ 平成25年度の収支状況について

収 入 額	支 出 額	翌年度繰越額
1,745,039 円 (うち市補助金 950,000 円)	1,745,039 円	0 円

[結果と意見]

- ・長年継続している補助事業については、個別の補助金交付要綱を制定することが必要であるが、本件補助事業は未整備のため、早急な対応を求める。
- ・実行委員会の会計規程が未整備のため、制定するよう団体に指導されたい。
- ・補助金交付決定前に事業に着手していたが、交付決定前に事前協議等の手続が必要である。

(5) 北見市医療福祉情報連携協議会

(医療福祉情報コミュニティ運営事業費補助金)

ア 当該事業の目的について

市民・事業者・行政が協力して、地域住民の健康医療等情報共有のため、情報基盤の構築とその有効な利活用に向けた積極的な実践活動及び必要な事業を目的とする。

イ 平成25年度の主な事業について

地域包括ケアを支える基盤整備

ウ 平成25年度の収支状況について

収 入 額	支 出 額	翌年度繰越額
2,352,000 円 (うち市補助金 2,352,000 円)	2,352,000 円	0 円

[結果と意見]

- ・補助金交付決定前に補助対象事業である委託契約を締結していたが、交付決定前に事前協議等の手続が必要であり、適正な事務手続きを行うよう団体に指導されたい。
- ・委託契約に係る起工決定書の内容と、契約書の内容に相違がみられた。また、団体の会計規程では、契約事務は北見市の例によるとされているにもかかわらず、作成された起工決定書の様式が北見市の規程と異なっているため、規程に沿った適正な事務手続きを行うよう指導されたい。

(6) 北見市複式教育研究協議会（北見市複式教育研究協議会補助金）

ア 当該事業の目的について

北見市の、へき地複式校の自主的な研究活動を促進し併せて教職員相互の研究を高め、各教育機関との連携を密にしてへき地複式教育の振興に寄与することを目的とする。

イ 平成25年度の主な事業について

(ア) 複式校の自主的研究活動の促進

(イ) 複式教育に関する協同研究及び研究会・講習会の実施

ウ 平成25年度の収支状況について

収 入 額	支 出 額	翌年度繰越額
335,136 円 (うち市補助金 311,123 円)	335,136 円	0 円

[結果と意見]

- ・実績報告書の「補助金等交付収支精算書」などに記載誤りがみられたので、所管課においては十分な確認を行うとともに、補助金に係る規程に沿った適正な事務手続きを行うよう指導されたい。

(7) 北見市青少年健全育成推進会（北見市青少年健全育成推進会補助金）

ア 当該事業の目的について

地域における環境実態の把握と浄化、推進員の資質向上、地区推進会の充実強化及び各種研修会への参加と関係機関団体との連携強化を図るとともに、推進会の活動を広く地域に周知する。

イ 平成25年度の主な事業について

- (ア) 環境マップ作成、通学路における安全対策の推進、有害図書追放等（自動販売機）運動の展開、機関紙「いくせいニュース」の発行
- (イ) 合同研修会の開催、各地域における研修会等の開催

ウ 平成25年度の収支状況について

収入額	支出額	翌年度繰越額
639,873 円 (うち市補助金 639,848 円)	639,873 円	0 円

[結果と意見]

- ・団体の支出伝票において、摘要欄の表示が具体的でなく、不明瞭な事例が散見された。支出の適否を判断する為にも必要な事項であるため、適正な事務処理を行うこと。
- ・領収書に内訳の記載がないものが散見されたが、補助対象経費かどうかの判断には必要な事項である。債権者に対し記載依頼するなど適正な支出証拠書類を整備されたい。

(8) 太陽まつり実行委員会（太陽まつり補助金）

ア 当該事業の目的について

屯田兵の入植によって拓かれた豊かな歴史資産を受け継ぎ、端野自治区の特性を生かした産業経済の発展を図り、ふるさとの祭りを通じて広く市民のふれあいを深め、愛郷の心を育むことを目的とする。

イ 平成25年度の主な事業について

第36回太陽まつりとして、ステージ発表、タレントショー、ウォーターロデオなど各種イベントの実施。

ウ 平成25年度の収支状況について

収 入 額	支 出 額	翌年度繰越額
5,056,433 円 (うち市補助金 3,884,746 円)	5,056,433 円	0 円

[結果と意見]

- ・補助金交付決定前に印刷物の発注が行われていたが、交付決定前に事業着手する必要がある場合は、交付の根拠規定である「端野自治区観光関連イベント等補助金交付要綱」第8条による早期事業着手申請手続きを行うこと。
- ・太陽まつり終了後に次年度用の消耗品を購入している例がみられた。補助金は当該年度に実施する事業について補助対象として決定されたものであるため、補助金に係る諸規程に従って適正な事業執行を行うこと。
- ・補助対象経費を減額しているにもかかわらず変更協議がなされていない。補助対象経費の減額は、補助金確定額にも影響する事項であり、相当の変更理由が必要となるため、補助金に係る諸規程に従って適正な事務手続きを行うこと。
- ・領収書に内訳の記載がないものが散見されたが、補助対象経費かどうかの判断には必要な事項である。債権者に対し記載依頼するなど適正な支出証拠書類を整備されたい。

(9) ところ雪んこまつり実行委員会（雪んこまつり補助金）

ア 当該事業の目的について

常呂町多目的研修センター前に特設会場を設営し、北国の1日の寒さを吹き飛ばし、家族で冬を楽しく過ごすことにより、市民参画型のまつりを展開し、市民の交流とふれあいの場を実現し、地域の活性化を図ることを目的とする。

イ 平成25年度の主な事業について

スノーモビル体験、ミニ科学の祭典、特産品の輪投げ、〇×ゲーム大会、フロアカーリング、雪中ドッジボール、サイコロゲーム、すべり台、バナナボート乗車体験、各飲食店出店などを行った。

ウ 平成25年度の収支状況について

収 入 額	支 出 額	翌年度繰越額
805,356 円 (うち市補助金 732,956 円)	805,356 円	0 円

[結果と意見]

- ・領収書に内訳の記載がないものが散見されたが、補助対象経費かどうかの判断には必要な事項である。債権者に対し記載依頼するなど適正な支出証拠書類を整備するよう指導されたい。

(10) 留辺蘂みどり祭実行委員会（みどり祭事業補助金）

ア 当該事業の目的について

緑化思想の普及向上、林産業の普及発展を図ることを目的とする。

イ 平成25年度の主な事業について

市民参加による植樹祭の実施

ウ 平成25年度の収支状況について

収 入 額	支 出 額	翌年度繰越額
1,994,056 円 (うち市補助金 1,894,007 円)	1,994,056 円	0 円

[結果と意見]

- ・長年継続している補助事業については、個別の補助金交付要綱を制定することが必要であるが、本件補助事業は未整備のため、早急な対応を求める。
- ・補助金等交付決定通知書、補助金等交付確定通知書について市の決裁がないまま通知されているため、北見市文書事務取扱規程等に従い適正な事務処理を行うこと。
- ・実績報告書に写真やパンフレットなどの成果に係る書類が添付されていないにもかかわらず、補助金の確定処理が行われていた。事業を確認するためには必要な書類であるため、適正な審査事務を徹底されたい。

8 意見

- ・補助金の精算方法について、補助団体の自己資金が増額した場合の現行の補助金の取扱いでは、申請段階での自己資金が確保されている限り補助金を減額しないことが可能となっている。地方公共団体が補助金等を交付することができるのは、「公益上の必要性がある場合」に限られており、補助団体が自助努力をもってしても、なお不足する経費を補助するという、必要最小限の原則に基づき交付されるため、補助団体の自己資金が増額した場合の現行の取扱いについて、見直しを検討されたい。

- ・補助金の交付決定事務を行う市の所管課職員と補助金申請事務を行う団体の事務局職員が同一の場合があり、補助金の基本的要件である公益性の判断や補助金交付事務の適正な執行の観点から、より厳格な取扱が求められるため、所管部の内部けん制が機能する体制の整備について検討されたい。

監査結果に基づき講じた措置(平成 27 年7月 27 日公表)

次のとおり市長及び教育委員会から、平成 26 年度財政援助団体監査結果に基づく措置の通知がありました。

○各団体に係る「監査結果と意見」及び措置結果について

団 体 名	社会福祉法人北見市社会福祉協議会（地域福祉活動総合推進事業補助金）
結果と意見	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助金交付の根拠である「地域福祉活動総合推進事業補助金交付要綱」について、何に対する支援なのかが明確になっていない状況がみられるため、具体的内容のわかる交付要綱とすることを検討されたい。 ・ 補助対象としている「町内会福祉活動助成事業」と「いきいきふれあいサロン事業」については、補助団体から事業を行う団体に助成金を支出し、その全額を補助対象経費としている。この二つの事業は、「北見市社会福祉協議会」「北見市民生委員児童委員協議会」「北見市自治会連絡協議会」「北見市」の4者で構成する「北見市地域福祉活動合同推進本部」の主催となっているが、補助団体の事業と北見市地域福祉活動合同推進本部の事業の係わりや北見市の位置付けなど体制を明確にする必要がある。
措置結果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域福祉活動総合推進事業について、従来、補助金交付による補助事業としていたが、次年度からは、本事業を委託契約による委託事業とする予定。 これに伴い、当該補助金交付要綱を廃止し、本委託事業に係る要綱を作成し、新要綱と委託契約書等において支援目的及び対象等を明確にする。 ・ 補助事業から委託事業に転換することで、事業の実施主体が北見市であることを明確にし、委託事業実施団体と当該団体から事業実施の一部を請け負う団体との間における、関係位置付、及び、事業対象となる経費等の明確化等について、委託事業実施団体と協議して整理する。

団 体 名	三輪小学校区地域協働推進協議会（住民自治推進交付金）
結果と意見	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「北見市住民自治推進交付金交付規則」等に基づき概ね適正な事務処理が行われているが、提出された実績報告書において、交付決定日の記載が誤ったまま受理されているので、十分な確認を行うとともに、団体へ指導されたい。 ・ 交付金の会計処理では、事業ごとに出納簿、領収書などの支出証拠書類が整備されているが、事業全体の出納簿が整備されていないので、出納状況を把握するためにも統括した出納簿の作成が必要である。
措置結果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実績報告書の記載誤りについては、団体から訂正を受けた。今後は、確認漏れがないよう十分留意しながら適正な事務処理に務めるとともに、各団体に対して適正な実績報告書の提出を行うよう指導する。また、記載の利便性の向上、

	<p>及び確認する際に、よりの確な内容把握が図れるように様式等について見直しを検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 交付金対象団体内の各事業ごとのものではなく、当該団体における交付金対象となっている事業全体の収支が把握できる出納簿を整備するよう、交付金該当団体へ指導する。
--	---

団 体 名	きたみらい農業協同組合（北見市農業振興事業補助金）
結果と意見	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「北見市農業振興事業補助金交付要綱」に基づき概ね適正な事務処理が行われているが、補助申請先の表示を誤ったまま受理されているので、十分な確認を行うとともに、団体へ指導されたい。 ・ 補助金変更交付決定時の決裁区分に誤りがみられたので、適正な事務処理を行うこと。
措置結果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助事業者から申請先を訂正した申請書の提出を受けた。今後は提出された書類を十分に確認するとともに団体についても適正な取扱を指導した。 ・ 北見市事務専決規程に基づき、再度「第3類」にて決裁した。 <p>今後、北見市事務専決規程及び北見市財務規則に基づき、補助金関係について適正な決裁区分により事務を取り扱う。</p>

団 体 名	きたみ技能まつり実行委員会（2013 きたみ技能まつり補助金）
結果と意見	<ul style="list-style-type: none"> ・ 長年継続している補助事業については、個別の補助金交付要綱を制定することが必要であるが、本件補助事業は未整備のため、早急な対応を求める。 ・ 実行委員会の会計規程が未整備のため、制定するよう団体に指導されたい。 ・ 補助金交付決定前に事業に着手していたが、交付決定前に事前協議等の手続が必要である。
措置結果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本補助事業における補助金交付要綱について、次期事業に向け定める。 ・ 当該団体に対し、会計規程を整備するよう指導する。 ・ 今後、当該団体において補助金交付決定後に事業を着手することを指導し、事務手続を進める。

団 体 名	北見市医療福祉情報連携協議会（医療福祉情報コミュニティ運営事業費補助金）
結果と意見	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助金交付決定前に補助対象事業である委託契約を締結していたが、交付決定前に事前協議等の手続が必要であり、適正な事務手続きを行うよう団体に指導されたい。 ・ 委託契約に係る起工決定書の内容と、契約書の内容に相違がみられた。また、団体の会計規程では、契約事務は北見市の例によるとされているにもかかわらず

	ず、作成された起工決定書の様式が北見市の規程と異なっているため、規程に沿った適正な事務手続きを行うよう指導されたい。
措置結果	<ul style="list-style-type: none"> ・本補助対象事業である委託契約は、事業内容を鑑み、年度当初に締結する必要があることから、今後は、補助事業の実施について補助金交付決定前に事前協議を行うこと、及び、補助金に係る諸規程を遵守し適正な事務手続きを行うことについて、当該団体に指導した。 ・起工決定書について誤りがあることを確認し訂正した。また、今後、起工決定書の様式を北見市の規程に準じた様式とし、かつ、北見市の諸規程を順守し契約事務を行う等、適正な事務処理を行うよう当該団体に指導した。

団体名	北見市複式教育研究協議会（北見市複式教育研究協議会補助金）
結果と意見	<ul style="list-style-type: none"> ・実績報告書の「補助金等交付収支精算書」などに記載誤りがみられたので、所管課においては十分な確認を行うとともに、補助金に係る規程に沿った適正な事務手続きを行うよう指導されたい。
措置結果	<ul style="list-style-type: none"> ・実績報告書に係る添付書類の誤記については、確認のうえ訂正した。また、当該団体に対し、取扱要領に基づき適正な事務処理を行うよう指導した。

団体名	北見市青少年健全育成推進会（北見市青少年健全育成推進会補助金）
結果と意見	<ul style="list-style-type: none"> ・団体の支出伝票において、摘要欄の表示が具体的でなく、不明瞭な事例が散見された。支出の適否を判断する為にも必要な事項であるため、適正な事務処理を行うこと。 ・領収書に内訳の記載がないものが散見されたが、補助対象経費かどうかの判断には必要な事項である。債権者に対し記載依頼するなど適正な支出証拠書類を整備されたい。
措置結果	<ul style="list-style-type: none"> ・各地区の団体に対し、補助金の趣旨や取扱に係る説明を行い、支出伝票、領収書について、支出の適用を明確に記載するよう指導した。今後は各地区の事業計画書や予算書、事業報告書や決算書などの審査及び確認を厳格に行い、適正な事務処理に努める。

団体名	太陽まつり実行委員会（太陽まつり補助金）
結果と意見	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金交付決定前に印刷物の発注が行われていたが、交付決定前に事業着手する必要がある場合は、交付の根拠規定である「端野自治区観光関連イベント等補助金交付要綱」第8条による早期事業着手申請手続きを行うこと。 ・太陽まつり終了後に次年度用の消耗品を購入している例がみられた。補助金は当該年度に実施する事業について補助対象として決定されたものであるため、

	<p>補助金に係る諸規程に従って適正な事業執行を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> 補助対象経費を減額しているにもかかわらず変更協議がなされていない。補助対象経費の減額は、補助金確定額にも影響する事項であり、相当の変更理由が必要となるため、補助金に係る諸規程に従って適正な事務手続きを行うこと。 領収書に内訳の記載がないものが散見されたが、補助対象経費かどうかの判断には必要な事項である。債権者に対し記載依頼するなど適正な支出証拠書類を整備されたい。
措置結果	<ul style="list-style-type: none"> 「端野自治区観光関連イベント等補助金交付要綱」に従って、早期事業着手申請を行う等、適切な事務処理を行うよう当該団体に指導した。 経費の使途の適正について確認し、特に、消耗品については当該年度の補助内容に対応するものを購入することを徹底するよう、当該団体に指導した。 関係書類等を再度確認した結果、変更理由の詳細は、収入が減ったことによる補助事業内容の変更であり、補助金額については適正であった。しかし、変更理由に係る記載等について北見市補助金等交付規則に照らして誤りだったことから、今後、北見市補助金等交付規則に則り適正な変更事務を行う。 指摘を受けた内訳記載のない領収書について調査した結果、補助対象経費として該当となることを確認したが、今後、領収書の記載内容や代表者印押印等について、必要に応じ債権者に諸記載の依頼することも含め、適切な領収書を受領するよう当該団体を指導の上、支出証拠書類の整備を行う。

団体名	ところ雪んこまつり実行委員会（雪んこまつり補助金）
結果と意見	<ul style="list-style-type: none"> 領収書に内訳の記載がないものが散見されたが、補助対象経費かどうかの判断には必要な事項である。債権者に対し記載依頼するなど適正な支出証拠書類を整備するよう指導されたい。
措置結果	<ul style="list-style-type: none"> 当該団体に対して、今後、内訳の記載等を含め不備のない領収書を徴する等、適正な支出証拠書類を整備するよう指導を行った。今後、関係規程等に基づき審査等適正な事務処理を行う。

団体名	留辺薬みどり祭実行委員会（みどり祭事業補助金）
結果と意見	<ul style="list-style-type: none"> 長年継続している補助事業については、個別の補助金交付要綱を制定することが必要であるが、本件補助事業は未整備のため、早急な対応を求める。 補助金等交付決定通知書、補助金等交付確定通知書について市の決裁がないまま通知されているため、北見市文書事務取扱規程等に従い適正な事務処理を行うこと。 実績報告書に写真やパンフレットなどの成果に係る書類が添付されていないにもかかわらず、補助金の確定処理が行われていた。事業を確認するためには必

	<p>要な書類であるため、適正な審査事務を徹底されたい。</p>
措置結果	<ul style="list-style-type: none"> ・当該補助事業に係る交付要綱等について、本年度中に作成して、次年度の補助事業から適用する。 ・指摘のあった補助金等交付決定通知書、補助金等交付確定通知書については、起案文書による決裁処理を行った。 <p>今後、北見市文書事務取扱規程等に従い適正な事務処理を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実績報告書に、事業報告書の他、写真及び新聞記事など補助事業の成果が確認できる資料を追加して添付した。今後、市の補助金に係る諸規程を十分確認の上、該当団体に対する指導も含め、適正な審査事務処理を行う。

補助金交付にかかる事務処理について	
結果と意見	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金の精算方法について、補助団体の自己資金が増額した場合の現行の補助金の取扱いでは、申請段階での自己資金が確保されている限り補助金を減額しないことが可能となっている。地方公共団体が補助金等を交付することができるのは、「公益上の必要性がある場合」に限られており、補助団体が自助努力をもってしても、なお不足する経費を補助するという、必要最小限の原則に基づき交付されるため、補助団体の自己資金が増額した場合の現行の取扱いについて、見直しを検討されたい。 ・補助金の交付決定事務を行う市の所管課職員と補助金申請事務を行う団体の事務局職員が同一の場合があり、補助金の基本的要件である公益性の判断や補助金交付事務の適正な執行の観点から、より厳格な取扱いが求められるため、所管部の内部けん制が機能する体制の整備について検討されたい。
措置結果	<ul style="list-style-type: none"> ・自己資金が増額した場合の取扱いについては、取扱要領の改正により、補助対象経費により、得る収入については、補助対象経費に係る収入とし、補助対象外経費には充当できないこととする見直しを行った。 ・事務体制の整備については、補助金の交付決定事務を行う市の所管課職員と補助金申請事務を行う団体の事務局職員が同一の場合、内部の事務分担を見直し、補助決定の担当と団体の事務担当を区別し、内部けん制が機能する体制となるよう努め、公正な補助金交付事務がなされるよう徹底する。